（登録事項証明書の交付の請求書等）

第七十四条　［略］

2　［略］

3　令第六十六条第三項から第五項までの規定により登録簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を請求書の内容とする。

［一～三　略］

四　令第六十六条第四項の規定により公共施設等立地図以外の登録簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、閲覧する部分及び当該部分を閲覧する正当な理由

五　令第六十六条第五項の規定により公共施設等立地図以外の登録簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、閲覧する附属書類が自己を申請人とする登録記録に係る登録簿の附属書類である旨

4　前項第四号の閲覧の請求をするときは、同号の正当な理由を証する書面を提示しなければならない。この場合において、内閣総理大臣から求めがあったときは、当該書面又はその写しを内閣総理大臣に提出しなければならない。

5　第三項第五号の閲覧の請求をするときは、同号の閲覧する附属書類が自己を申請人とする登録記録に係る登録簿の附属書類である旨を証する書面を提示しなければならない。この場合において、内閣総理大臣から求めがあったときは、当該書面又はその写しを内閣総理大臣に提出しなければならない。

6・7　［略］

（手数料の納付方法）

第七十九条　令第六十六条第六項に規定する手数料は、請求書に収入印紙を貼り付けてしなければならない。

別表第二（第十六条、第十九条関係）

項	登録	申請書記載事項	添付書面
［一～五　略］			
六	登録の抹消（十、十四及び二十九の項の登録を除く。）		イ　令第三十二条第三項の規定により登録権利者が単独で申請するときは、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百六条第一項に規定する除権決定があったことを証する書面 ロ　令第三十二条第四項前段の規定により登録権利者が単独で抵当権に関する登録の抹消を申請するときは、次に掲げる書面 (1)　［略］ (2)　共同して登録の抹消の申請をすべき者の所在が知れないことを証する書面

（登録事項証明書の交付の請求書等）

第七十四条　［同上］

2　［同上］

3　令第六十六条第三項の規定により登録簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を請求書の内容とする。

［一～三　同上］

四　令第六十六条第三項ただし書の利害関係を有する理由及び閲覧する部分

［号を加える。］

4　前項の閲覧の請求をするときは、同項第四号の利害関係がある理由を証する書面を提示しなければならない。

［項を加える。］

5・6　［同上］

（手数料の納付方法）

第七十九条　令第六十六条第四項に規定する手数料は、請求書に収入印紙を貼り付けてしなければならない。

別表第二（第十六条、第十九条関係）

項	登録	申請書記載事項	添付書面
［一～五　同上］			
六	登録の抹消（十、十四及び二十九の項の登録を除く。）		イ　令第三十二条第二項の規定により登録権利者が単独で申請するときは、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百六条第一項に規定する除権決定があったことを証する書面 ロ　令第三十二条第三項前段の規定により登録権利者が単独で抵当権に関する登録の抹消を申請するときは、次に掲げる書面 (1)　［同上］ (2)　登録義務者の所在が知れないことを証する書面